



2018年2月26日

各位

会社名 株式会社ホットリンク
代表者名 代表取締役社長 内山幸樹
(コード番号：3680 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員CFO 山田真澄
(TEL. 03-6261-6931)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2018年2月26日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者（以下、個別にまたは総称して「割当予定先」という。）に対し、下記のとおり株式会社ホットリンク第20回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であります。当社は、割当予定先に対して業績目標へのコミットメントを強化することを目的として、本新株予約権を付与することといたしました。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の3.80%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

5,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 500,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、6,300 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2018 年 2 月 23 日の東京証券取引所における当社株価の終値（1 株あたり 695 円）、株価変動性 49.16%、配当利回り 0%、無リスク利子率-0.117%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（1 株あたり行使価額 695 円、満期までの期間 3 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出を行った。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 695 円（2018 年 2 月 23 日の東京証券取引所における普通取引の終値と同額）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は2018年12月期の税引前利益が150百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。なお、上記当期利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における税引前利益を参照するものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取

締役、監査役、従業員または業務委託関係にあることを要しないものとする。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2018年3月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7)その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(8)新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(9)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2018年3月30日

9. 申込期間

2018年3月14日から2018年3月21日まで

Ⅲ. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の状況

① 当社代表取締役

| | | |
|----------------|-------|-----------------------------------------|
| 割当予定先の概要 | 氏名 | 当社代表取締役 1名 (注) |
| | 住所 | － (注) |
| | 職業の内容 | 当社代表取締役 |
| 当社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 割当予定先である代表取締役は、当社株式2,550,000株を保有しております。 |
| | 人事関係 | 当社の代表取締役であります。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

(※) 割当予定先である当社代表取締役は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、割り当てられた本新株予約権の一部を、今後採用する人材に対するインセンティブ付与のために譲渡する可能性があります。

② 当社取締役

| | | |
|----------------|-------|-----------------------------------------|
| 割当予定先の概要 | 氏名 | 当社取締役 3名 (注) |
| | 住所 | － (注) |
| | 職業の内容 | 当社取締役 |
| 当社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 割当予定先である取締役のうち1名は、当社株式18,400株を保有しております。 |
| | 人事関係 | 当社の取締役であります。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

③ 当社監査役

| | | |
|----------------|-------|--------------|
| 割当予定先の概要 | 氏名 | 当社監査役 3名 (注) |
| | 住所 | － (注) |
| | 職業の内容 | 当社監査役 |
| 当社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 当社の監査役であります。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

④ 当社従業員

| | | |
|----------------|-------|---------------------------------------------|
| 割当予定先の概要 | 氏名 | 当社従業員 51名 (注) |
| | 住所 | － (注) |
| | 職業の内容 | 当社従業員 |
| 当社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 割当予定先である従業員のうち3名は、合計で当社株式133,527株を保有しております。 |
| | 人事関係 | 当社の従業員であります。 |

| | | |
|--|------|-------------|
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

⑤業務委託者

| | | |
|--------------|-------|--------------------------------------|
| 割当予定先の概要 | 氏名 | 業務委託者 2名 (注) |
| | 住所 | — (注) |
| | 職業の内容 | 業務委託者 |
| 当社と割当予定先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 当社との業務委託契約に基づき、従業員と同様に開発業務に従事しております。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力を高め、当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名等の記載は省略させていただいております。なお、本新株予約権の付与に当たり、当社は業務委託者2名に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認するとともに、各割当予定先より反社会的勢力に該当しない旨の誓約書を入手しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 新株予約権の割当てを受ける者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|---------|-----|----------|
| 当社代表取締役 | 1名 | 1,795個 |
| 当社取締役 | 3名 | 135個 |
| 当社監査役 | 3名 | 70個 |
| 当社従業員 | 51名 | 2,915個 |
| 業務委託者 | 2名 | 85個 |
| 合計 | 60名 | 5,000個 |

なお、上記対象となる人数は本お知らせ提出時の予定人数であり増減することがあります。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

(3) 割当予定先を選定した理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であります。当社は、割当予定先に対して業績目標へのコミットメントを強化すること

を目的として、本新株予約権を付与することといたしました。

(4) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、新株予約権の払込みに要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込みに支障がない旨を口頭により確認しております。また、本新株予約権の払込金額は、1個当たり6,300円と比較的少額であることから、当社としても、かかる払込みに支障はないと判断しております。

以上